

シンポジウム

遺族に時効はない

明石花火大会歩道橋事故における検察の不起訴処分を問う

2007年1月14日 13:30~17:00

日本青年館

東京都新宿区霞ヶ丘町7番1号

入場無料

2001年7月に兵庫県明石市で起きた、明石花火大会歩道橋事故では、明石警察署の署長・副署長（当時）の刑事責任の有無が大きな争点となり、検察審査会の2度に渡る起訴相当議決や、当時の署長らの責任を明らかにした民事・刑事判決にもかかわらず、検察が3度も不起訴処分を出しています。

このシンポジウムでは、検察の不起訴処分の不当性と、その背景に迫るとともに、他の事故・事件などを参考に、被害者の目からみて、果たして検察の公訴権の行使は妥当であるのかを検証したいと思います。

刑事裁判の控訴審が結審し、来年4月にも判決が予定されている状況の中で、改めて問題の本質を考えたいと思いますので、皆様の参加をお願いいたします。



アクセス

・JR 中央・総武線各駅停車

千駄ヶ谷駅より徒歩9分 信濃町駅より徒歩9分

・地下鉄銀座線

外苑前駅より徒歩7分(渋谷寄り改札口を出て3番出口)

・地下鉄大江戸線

国立競技場駅より徒歩7分(A-2出口)

シンポジスト

郷原信郎 弁護士・元検事
桐蔭横浜大学大学院教授

野呂雅之 朝日新聞論説委員

渡辺 修 甲南大学教授(刑事訴訟法)

渡部吉泰 明石花火大会歩道橋事故弁護団代表

< 主 催 > 明石歩道橋事故犠牲者の会

(問合せ先 078-918-4188 佐藤健宗法律事務所 なお事前に参加確認の必要はありません)